

## 政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性

検討事項		現行の取扱い	考えられる課題等	手引頁	方向性	改正
1 透明性向上のための情報公開のあり方（会計帳簿、伝票及び領収書等の証拠書類について）	(1) ホームページ上での公開	ホームページ上での公開は行っていない。（収支報告の状況一覧表のみホームページ上で公開している）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度中に公開予定も含め、20都府県がHP公開。</li> <li>・本県では証拠書類の枚数が約5万枚と全国で最も多く、事務処理に時間と労力を要する。</li> <li>・公開するためのサーバーを構築する必要がある。</li> <li>・予算や必要な職員数を確保する必要がある。</li> </ul>	76		条例, 規程
	(2) 閲覧制度による公開（情報公開請求を不要とする）	情報公開請求制度による公開	情報公開請求制度による公開では、請求があった日から起算して15日以内に諾否決定することになっており、請求者にとって時間と手間を要している。	72		条例, 規程